

<p>科技部 财政部 国家税务总局关于修订印发《高新技术企业认定管理办法》的通知</p> <p>国科发火〔2016〕32号</p> <p>各省、自治区、直辖市及计划单列市科技厅（委、局）、财政厅（局）、国家税务局、地方税务局：</p> <p>根据《中华人民共和国企业所得税法》及其实施条例有关规定，为加大对科技型中小企业特别是中小企业的政策扶持，有力推动大众创业、万众创新，培育创造新技术、新业态和提供新供给的生力军，促进经济升级发展，科技部、财政部、国家税务总局对《高新技术企业认定管理办法》进行了修订完善。经国务院批准，现将新修订的《高新技术企业认定管理办法》印发给你们，请遵照执行。</p> <p>科技部 财政部 国家税务总局 2016年1月29日</p> <p>高新技术企业认定管理办法</p> <p>第一章 总则</p> <p>第一条 为扶持和鼓励高新技术企业发展，根据《中华人民共和国企业所得税法》（以下称《企业所得税法》）、《中华人民共和国企业所得税法实施条例》（以下称《实施条例》）有关规定，特制定本办法。</p> <p>第二条 本办法所称的高新技术企业是指：在《国家重点支持的高新技术领域》内，持续进行研究开发与技术成果转化，形成企业核心自主知识产权，并以此为基础开展经营活动，在中国境内（不包括港、澳、台地区）注册的居民企业。</p> <p>第三条 高新技术企业认定管理工作应遵循突出企业主体、鼓励技术创新、实施动态管理、坚持公平公正的原则。</p> <p>第四条 依据本办法认定的高新技术企</p>	<p>科学技術部 財政部 国家稅務總局：《ハイテク企業認定管理弁法》改訂及び印刷・公布に関する通知</p> <p>国科發火[2016]32号</p> <p>各省・自治区・直轄市及び計画単列市の科学技術庁（委員会・局）・財政庁（局）・国家稅務局・地方稅務局：</p> <p>《中華人民共和國企業所得稅法》及びその実施條例の関連規定に基づき、科学技術型企業、特に中小企業の政策支援を拡大し、大衆創業・万衆刷新を強力に推進し、新技術・新業態及び新供給を提供する新鋭勢力を育成・創造し、經濟のアップグレード及び發展を促進するため、科学技術部・財政部・国家稅務總局は《ハイテク企業認定管理弁法》に対して改訂・完備を行った。國務院の批准を経て、ここに新たに改訂した《ハイテク企業認定管理弁法》を印刷・公布するため、真摯に執行されたい。</p> <p>科学技術部 財政部 国家稅務總局 2016年1月29日</p> <p>ハイテク企業認定管理弁法</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条 ハイテク企業の發展を支援及び奨励するため、《中華人民共和國企業所得稅法》（以下《企業所得稅法》）・《中華人民共和國企業所得稅法實施條例》（以下《實施條例》）の関連規定に基づき、本弁法を特に制定する。</p> <p>第二条 本弁法でいうハイテク企業とは以下を指す：《國家が重点支援するハイテク分野》内において、研究開発及び技術成果の轉化を継続的に行い、企業の中核となる自主知的財産権を形成し、また、これらを基礎とする經營活動を展開する、中国国内（香港・マカオ・台灣地區を含まない）で登録する居住者企業。</p> <p>第三条 ハイテク企業認定管理業務は、企業主体優先・技術刷新奨励・動態管理実施・公平公正堅持の原則を遵守しなければならない。</p> <p>第四条 本弁法に基づき認定するハイテ</p>
--	---

業，可依照《企业所得税法》及其《实施条例》、《中华人民共和国税收征收管理法》（以下称《税收征管法》）及《中华人民共和国税收征收管理法实施细则》（以下称《实施细则》）等有关规定，申报享受税收优惠政策。

第五条 科技部、财政部、税务总局负责全国高新技术企业认定工作的指导、管理和监督。

第二章 组织与实施

第六条 科技部、财政部、税务总局组成全国高新技术企业认定管理工作领导小组（以下称“领导小组”），其主要职责为：

（一）确定全国高新技术企业认定管理工作方向，审议高新技术企业认定管理工作报告；

（二）协调、解决认定管理及相关政策落实中的重大问题；

（三）裁决高新技术企业认定管理事项中的重大争议，监督、检查各地区认定管理工作，对发现的问题指导整改。

第七条 领导小组下设办公室，由科技部、财政部、税务总局相关人员组成，办公室设在科技部，其主要职责为：

（一）提交高新技术企业认定管理工作报告，研究提出政策完善建议；

（二）指导各地区高新技术企业认定管理工作，组织开展对高新技术企业认定管理工作的监督检查，对发现的问题提出整改处理建议；

（三）负责各地区高新技术企业认定工作的备案管理，公布认定的高新技术企业名单，核发高新技术企业证书编号；

（四）建设并管理“高新技术企业认定管理工作网”；

（五）完成领导小组交办的其他工作。

第八条 各省、自治区、直辖市、计划单列市科技行政管理部门同本级财政、税务部门组成本地区高新技术企业认定管理机构（以下称“认定机构”）。认定机构下设办

ク企業は、《企業所得税法》及びその《实施条例》・《中华人民共和国税收征收管理法》（以下《税收征收管理法》）及び《中华人民共和国税收征收管理法实施细则》（以下《实施细则》）等の関連規定に基づき、税収優遇政策の享受を申告することができる。

第五条 科学技術部・財政部・税務総局は全国のハイテク企業認定業務の指導・管理及び監督の責を負う。

第二章 組織及び実施

第六条 科学技術部・財政部・税務総局は全国のハイテク企業認定管理業務指導グループ（以下「指導グループ」）を組織し、その主要な職責は以下のとおりとする：

（一）全国のハイテク企業認定管理業務の方向性を確定し、ハイテク企業認定管理業務報告を審議する；

（二）認定管理及び関連政策実施における重大問題の調査を調整・解決する；

（三）ハイテク企業認定管理事項における重大争議を裁決し、各地区の認定管理業務を監督・検査し、発覚した問題に対して是正を指導する。

第七条 指導グループの下に設立する弁公室は、科学技術部・財政部・税務総局の関連人員により構成され、弁公室は科学技術部に設置し、その主要な職責は以下のとおりとする：

（一）ハイテク企業認定管理業務報告を提出し、政策完備意見を研究・提出する；

（二）各地区のハイテク企業認定管理業務を指導し、ハイテク企業認定管理業務に対する監督・検査を組織・展開し、発覚した問題に対して改善処理意見を提出する；

（三）各地区のハイテク企業認定管理業務の備案管理の責を負い、認定されたハイテク企業リストを公布し、ハイテク企業証書番号を発行する；

（四）「ハイテク企業認定管理業務ネット」を構築且つ管理する；

（五）指導グループによって割り当てられたその他の業務を完了させる。

第八条 各省・自治区・直轄市及び計画単列市の科学技術行政管理部门は、本級の財政・税務部門と本地区のハイテク企業認定管理機構（以下「認定機構」）を組織する。

<p>公室，由省级、计划单列市科技、财政、税务部门相关人员组成，办公室设在省级、计划单列市科技行政主管部门。认定机构主要职责为：</p> <p>（一）负责本行政区域内的高新技术企业认定工作，每年向领导小组办公室提交本地区高新技术企业认定管理工作报告；</p> <p>（二）负责将认定后的高新技术企业按要求报领导小组办公室备案，对通过备案的企业颁发高新技术企业证书；</p> <p>（三）负责遴选参与认定工作的评审专家（包括技术专家和财务专家），并加强监督管理；</p> <p>（四）负责对已认定企业进行监督检查，受理、核实并处理复核申请及有关举报等事项，落实领导小组及其办公室提出的整改建议；</p> <p>（五）完成领导小组办公室交办的其他工作。</p> <p>第九条 通过认定的高新技术企业，其资格自颁发证书之日起有效期为三年。</p> <p>第十条 企业获得高新技术企业资格后，自高新技术企业证书颁发之日所在年度起享受税收优惠，可依照本办法第四条的规定到主管税务机关办理税收优惠手续。</p> <p>第三章 认定条件与程序</p> <p>第十一条 认定为高新技术企业须同时满足以下条件：</p> <p>（一）企业申请认定时须注册成立一年以上；</p> <p>（二）企业通过自主研发、受让、受赠、并购等方式，获得对其主要产品（服务）在技术上发挥核心支持作用的知识产权的所有权；</p> <p>（三）对企业主要产品（服务）发挥核心支持作用的技术属于《国家重点支持的高新技术领域》规定的范围；</p> <p>（四）企业从事研发和相关技术创新活</p>	<p>認定機構の下に設立する弁公室は、省級・計画単列市の科学技術・財政・税務部門の関連人員により構成され、弁公室は省級・計画単列市の科学技術行政主管部門に設置する。認定機構の主要な職責は以下のとおりとする：</p> <p>（一）本行政区域内のハイテク企業認定業務の責を負い、毎年指導グループ弁公室に本地区のハイテク企業認定管理業務報告を提出する；</p> <p>（二）認定後のハイテク企業を要求に基づき指導グループ弁公室へ報告・備案し、備案を通過した企業に対してハイテク企業証書を発給する責を負う；</p> <p>（三）認定業務に参加する審査評価専門家（技術専門家及び財務専門家を含む）を選択し、また監督管理を強化する責を負う；</p> <p>（四）既に認定されている企業に対して監督・検査を行い、再審査申請及び関連通報等の事項を受理・調査確認且つ処理し、指導グループ及びその弁公室が提出した改善意見を実行する責を負う；</p> <p>（五）指導グループ弁公室によって割り当てられたその他の業務を完了させる。</p> <p>第九条 認定を通過したハイテク企業について、その資格の有効期限は証書発給日から三年とする。</p> <p>第十条 企業はハイテク企業資格の取得後、ハイテク企業証書発給日の属する年度より税收優遇を享受し、本弁法四条の規定に基づき主管税務機関において税收優遇手続きを行うことができる。</p> <p>第三章 認定条件及び手順</p> <p>第十一条 ハイテク企業として認定するにあたっては、以下の条件を同時に満たさなければならない：</p> <p>（一）企業は認定申請時に設立登記から一年以上でなければならない；</p> <p>（二）企業は自主研究開発・譲受・受贈・合併買収等の方式を通じて、その主要製品（サービス）に対して技術上中核となる支援機能を発揮する知的財産権の所有権を獲得している；</p> <p>（三）企業の主要製品（サービス）に対して中核となる支援機能を発揮する技術が《国家が重点支援するハイテク分野》が規定する範囲に属している；</p> <p>（四）企業の研究開発及び関連技術刷新</p>
--	---

<p>动的科技人员占企业当年职工总数的比例不低于10%;</p> <p>(五) 企业近三个会计年度(实际经营期不满三年的按实际经营时间计算,下同)的研究开发费用总额占同期销售收入总额的比例符合如下要求:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 最近一年销售收入小于5,000万元(含)的企业,比例不低于5%; 2. 最近一年销售收入在5,000万元至2亿元(含)的企业,比例不低于4%; 3. 最近一年销售收入在2亿元以上的企业,比例不低于3%。 <p>其中,企业在中国境内发生的研究开发费用总额占全部研究开发费用总额的比例不低于60%;</p> <p>(六) 近一年高新技术产品(服务)收入占企业同期总收入的比例不低于60%;</p> <p>(七) 企业创新能力评价应达到相应要求;</p> <p>(八) 企业申请认定前一年内未发生重大安全、重大质量事故或严重环境违法行为。</p> <p>第十二条 高新技术企业认定程序如下:</p> <p>(一) 企业申请</p> <p>企业对照本办法进行自我评价。认为符合认定条件的在“高新技术企业认定管理工作网”注册登记,向认定机构提出认定申请。申请时提交下列材料:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 高新技术企业认定申请书; 2. 证明企业依法成立的相关注册登记证件; 3. 知识产权相关材料、科研项目立项证明、科技成果转化、研究开发的组织管理等相关材料; 4. 企业高新技术产品(服务)的关键技术和技术指标、生产批文、认证认可和相关资质证书、产品质量检验报告等相关材料; 5. 企业职工和科技人员情况说明材料; 6. 经具有资质的中介机构出具的企业近三个会计年度研究开发费用和近一个会计 	<p>活動に従事する科学技術人員が企業の当年の従業員総数に占める比率は10%を下回らない;</p> <p>(五) 企業の直近三会計年度(実際の経営期間が三年に満たない場合は実際の経営期間に基づき計算する、以下同様)の研究開発費用総額が同時期の営業収入総額に占める比率は以下の要求に合致する:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 直近一年の営業収入が5,000万元(5,000万元を含む)より少ない企業については、比率が5%を下回らない; 2. 直近一年の営業収入が5,000万元から2億元(2億元を含む)である企業については、比率が4%を下回らない; 3. 直近一年の営業収入が2億元以上である企業については、比率が3%を下回らない。 <p>その内、企業の中国国内において発生した研究開発費用総額が全ての研究開発費用総額に占める比率は60%を下回らない;</p> <p>(六) 直近一年のハイテク製品(サービス)収入が企業の同時期の総収入に占める比率は60%を下回らない;</p> <p>(七) 企業の刷新能力評価は、相応の要求に達していなければならない;</p> <p>(八) 企業が認定を申請する前の一年以内に重大な安全・重大な品質事故或いは重大な環境違法行為が発生していない。</p> <p>第十二条 ハイテク企業認定手順は以下の通りである:</p> <p>(一) 企業申請</p> <p>企業は本弁法に照らして自己評価を行う。認定条件に合致すると判断される場合、「ハイテク企業認定管理業務ネット」において登録・登記し、認定機構に認定申請を提出する。申請時には下記資料を提出する:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ハイテク企業認定申請書; 2. 企業が法に基づき成立したことを証明する関連の登録・登記証明書; 3. 知的財産権の関連資料・科学研究プロジェクト設立証明・科学技術成果転化・研究開発の組織管理等の関連資料; 4. 企業のハイテク製品(サービス)の重要技術及び技術指標・生産認可文書・認証認可及び関連する資質証書・製品品質検査報告等の関連資料; 5. 企業の従業員及び科学技術人員状況の説明資料; 6. 資質を有する仲介機構を通じて発行された企業の直近三会計年度の研究開発費用
--	---

<p>年度高新技术产品（服务）收入专项审计或鉴证报告，并附研究开发活动说明材料；</p> <p>7. 经具有资质的中介机构鉴证的企业近三个会计年度的财务会计报告（包括会计报表、会计报表附注和财务情况说明书）；</p> <p>8. 近三个会计年度企业所得税年度纳税申报表。</p> <p>（二）专家评审 认定机构应在符合评审要求的专家中，随机抽取组成专家组。专家组对企业申报材料进行评审，提出评审意见。</p> <p>（三）审查认定 认定机构结合专家组评审意见，对申请企业进行综合审查，提出认定意见并报领导小组办公室。认定企业由领导小组办公室在“高新技术企业认定管理工作网”公示10个工作日，无异议的，予以备案，并在“高新技术企业认定管理工作网”公告，由认定机构向企业颁发统一印制的“高新技术企业证书”；有异议的，由认定机构进行核实处理。</p> <p>第十三条 企业获得高新技术企业资格后，应每年5月底前在“高新技术企业认定管理工作网”填报上一年度知识产权、科技人员、研发费用、经营收入等年度发展情况报表。</p> <p>第十四条 对于涉密企业，按照国家有关保密工作规定，在确保涉密信息安全的前提下，按认定工作程序组织认定。</p> <p>第四章 监督管理</p> <p>第十五条 科技部、财政部、税务总局建立随机抽查和重点检查机制，加强对各地高新技术企业认定管理工作的监督检查。对存在问题的认定机构提出整改意见并限期改正，问题严重的给予通报批评，逾期不改的暂停其认定管理工作。</p>	<p>及び直近一會計年度のハイテク製品（サービス）収入の特定項目監査或いは査定報告、更に研究開発活動の説明資料を添付する；</p> <p>7. 資質を有する仲介機構の査定を経た企業の直近三會計年度の財務會計報告（會計報告表・會計報告付注及び財務狀況説明書を含む）；</p> <p>8. 直近三會計年度の企業所得税の年度納税申告表。</p> <p>（二）専門家による審査評価 認定機構は審査評価要求に合致する専門家の中から、無作為に選抜し専門家グループを組織しなければならない。専門家グループは企業の申告資料に対して審査評価を行い、審査評価意見を提出する。</p> <p>（三）審査認定 認定機構は専門家グループの審査評価意見を結合し、申請企業に対して総合審査を行い、認定意見を提出し、また指導グループ弁公室に報告する。認定企業は指導グループ弁公室により「ハイテク企業認定管理業務ネット」において10営業日間公示され、異議のない場合、備案を行い、また「ハイテク企業認定管理業務ネット」において公告し、認定機構により企業に対して統一的に印刷された「ハイテク企業証書」を発給する；異議のある場合、認定機構が調査確認・処理を行う。</p> <p>第十三条 企業はハイテク企業資格の取得後、毎年5月末までに「ハイテク企業認定管理業務ネット」において前年度の知的財産権・科学技術人員・研究開発費用・経営収入等の年度発展状況報告表を記入して報告しなければならない。</p> <p>第十四条 機密に関わる企業について、国家の機密保持業務に関する規定に基づき、機密に関する情報の安全性を保証するという前提の下、認定業務手順に基づき組織的に認定する。</p> <p>第四章 監督管理</p> <p>第十五条 科学技術部・財政部・税務総局は無作為抽出検査及び重点検査メカニズムを構築し、各地のハイテク企業認定管理業務に対する監督検査を強化する。問題のある認定機構に対して改善意見を提出し、また期限内に是正させ、問題が重大な場合</p>
--	---

<p>第十六条 对已认定的高新技术企业，有关部门在日常管理过程中发现其不符合认定条件的，应提请认定机构复核。复核后确认不符合认定条件的，由认定机构取消其高新技术企业资格，并通知税务机关追缴其不符合认定条件年度起已享受的税收优惠。</p> <p>第十七条 高新技术企业发生更名或与认定条件有关的重大变化（如分立、合并、重组以及经营业务发生变化等）应在三个月内向认定机构报告。经认定机构审核符合认定条件的，其高新技术企业资格不变，对于企业更名的，重新核发认定证书，编号与有效期不变；不符合认定条件的，自更名或条件变化年度起取消其高新技术企业资格。</p> <p>第十八条 跨认定机构管理区域整体迁移的高新技术企业，在其高新技术企业资格有效期内完成迁移的，其资格继续有效；跨认定机构管理区域部分搬迁的，由迁入地认定机构按照本办法重新认定。</p> <p>第十九条 已认定的高新技术企业有下列行为之一的，由认定机构取消其高新技术企业资格：</p> <p>（一）在申请认定过程中存在严重弄虚作假行为的；</p> <p>（二）发生重大安全、重大质量事故或有严重环境违法行为的；</p> <p>（三）未按期报告与认定条件有关重大变化情况，或累计两年未填报年度发展情况报表的。</p> <p>对被取消高新技术企业资格的企业，由认定机构通知税务机关按《税收征管法》及有关规定，追缴其自发生上述行为之日所属</p>	<p>は通報の上批評し、期限を過ぎても是正されない場合はその認定管理業務を暫時停止させる。</p> <p>第十六条 すでに認定されているハイテク企業に対して、関連部門は日常管理過程において認定条件に合致しないことが発見した場合、認定機構の再審査を申請しなければならない。再審査後、認定条件に合致していないことが確認された場合、認定機構はそのハイテク企業資格を取り消し、また税務機関にその認定条件に合致しない年度から既に享受した税收優遇を追徴するよう通知する。</p> <p>第十七条 ハイテク企業に名称変更或いは認定条件に関わる重大な変化（例えば分割・合併・再編及び経営業務に変化が生じる等）が生じた場合、三ヵ月以内に認定機構に報告しなければならない。認定機構の審査を経て認定条件に合致する場合、そのハイテク企業資格は不変であり、企業名称変更の場合については、認定証書を新たに発給し、番号及び有効期限は不変である；認定条件に合致しない場合、名称変更或いは条件が変化した年度よりそのハイテク企業資格を取り消す。</p> <p>第十八条 認定機構管理区域を跨いで全体を移転するハイテク企業について、そのハイテク企業資格の有効期限内に移転が完了した場合、その資格は継続して有効である；認定機構管理区域を跨いで部分的に移転する場合、移転先の認定機構により本弁法に基づき改めて認定される。</p> <p>第十九条 既に認定されているハイテク企業に下記の行為のいずれかがある場合、認定機構によりそのハイテク企業資格は取り消される：</p> <p>（一）認定申請の過程において重大な虚偽・作為が存在した場合；</p> <p>（二）重大な安全・重大な品質事故或いは重大な環境違法行為が発生した場合；</p> <p>（三）期限どおりに認定条件に関わる重大な変化状況を報告していない、或いは累計二年に渡り年度発展状況報告表を記入・報告していない場合。</p> <p>ハイテク企業資格を取り消された企業について、認定機構は税務機関に《税收徵收管理法》及び関連規定に基づき、上述の行</p>
---	---

<p>年度起已享受的高新技术企业税收优惠。</p> <p>第二十条 参与高新技术企业认定工作的各类机构和人员对所承担的有关工作负有诚信、合规、保密义务。违反高新技术企业认定工作相关要求和纪律的，给予相应处理。</p> <p style="text-align: center;">第五章 附则</p> <p>第二十一条 科技部、财政部、税务总局根据本办法另行制定《高新技术企业认定管理工作指引》。</p> <p>第二十二条 本办法由科技部、财政部、税务总局负责解释。</p> <p>第二十三条 本办法自2016年1月1日起实施。原《高新技术企业认定管理办法》（国科发火[2008]172号）同时废止。</p> <p>附件：国家重点支持的高新技术领域</p>	<p>為の発生日が属する年度から既に享受したハイテク企業税収優遇を追徴するよう通知する。</p> <p>第二十条 ハイテク企業認定業務に参加する各種機構及び人員は、担当する関連業務に対して誠実・コンプライアンス準拠・機密保持の義務を負う。ハイテク企業認定業務の関連要求及び規律に違反した場合、相応の処理を行う。</p> <p style="text-align: center;">第五章 附則</p> <p>第二十一条 科学技術部・財政部・税務総局は、本弁法に基づき《ハイテク企業認定管理業務ガイド》を別途制定する。</p> <p>第二十二条 本弁法は科学技術部・財政部・税務総局が解釈の責を負う。</p> <p>第二十三条 本弁法は2016年1月1日より実施する。元の《ハイテク企業認定管理弁法》（国科発火[2008]172号）は同時に廃止する。</p> <p>付属文書：国家が重点支援するハイテク分野</p>
---	--